

より多くのなかまを職場で迎えよう

2021年8月5日号
第218号

毎月2回5日・20日発行

発行所

東京都千代田区霞ヶ関2の1の3 国土交通労働組合
電話(03)3580-4244 F A X (03)3593-0359
URL: https://kokkoroso.or.jp/
発行者: 安藤 高弘
1部20円(組合員の購読料は組合費に含む)



2021年8月5日 国交労組 第218号 (通巻1374号) 昭和37年12月3日 第三種郵便物認可

国交労組

最低賃金を改善させ、給与の引き上げを

夏期闘争では、賃金引き上げを勝ちとり、生活改善にむけたとりくみが求められています。社会全体の問題としてもコロナ禍で生活困窮者が増えており、労働者全体の生活水準の底上げをはかることが重要です。今後、最低賃金の引き上げを官民一体となったとりくみとして、強化する必要があります。

全国一律最低賃金の確立をめざして

中央最低賃金審議会(改定の目安に関する小委員会)は、6月から7月にかけて5回開催され、地域別最低賃金額改定の目安について審議されました。

最低賃金の審議と決定までの流れ

その結果、小委員会は7月14日、2021年度の最低賃金を全国平均で28円を目安に引き上げ、時給930円とすると決めました。28円の引き上げ額は、2002年度に時給で示す現在の方式となつてから過去最大となり、上げ幅は3・1%ですが、主要先進国では低い水準にとどまっています。

最低賃金法の目的は、「労働者の生活の安定と労働力の向上(第一条)です。労働の対価として、人間らしい生活が送れるよう賃金を支給し、その労働力をさらに上げていく」という目的で、この制度が創設されました。もしも最低賃金が決ま



賃金改善をしっかりとアピール

す。しかし、コロナ禍で企業の業績が悪化しているといわれているなかで、全国一律の引き上げを決めさせたことは、この間、最低賃金の引き上げと全国一律最低賃金の確立を求めてきた運動の成果といえます。

最低賃金を上回るよう、人事院への働きかけが重要
最低賃金法は、労働基準法上の労働者に適用されるため、国家公務員である私たちには適用されません。そのため、公務員の給与の方針を定める人事院に対して最低賃金を上回る俸給表となるよう、強く働きかける必要

憲法で保障されている生活とは
日本国憲法第25条には、第1項で、「すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する」と国民の生存権を保障し、第2項で、「国は、すべての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない」と国の責務

海外に目をむければ、アメリカが3月に15ドル(約1600円)、イギリスが4月に8・91ポンド(約1363円)、フランスが1月に10・25ユーロ(約1332円)と全国一律に引き上げられました。コロナ禍において、諸外国は引き上げを行っており、日本は、まだまだ不十分な結果となつていま

全労連が要求している時給1500円は、月額だと23万円で、25歳の単身者が生活するのに最低限必要な金額といわれています。こうした観点から、憲法で保障されている人間らしく生きる権利として官民一体となつたとりくみが求められています。

全労働者の規模での生活改善を求める動きのなかで、いまこそ官民一体となつて賃金の底上げを勝ちとりましょう。(M.K)

さらに、そこでの審議を行い決定されるため、各都道府県において額に差が出ている状況です。私たちは、全国一律最低賃金の確立を求めて運動しています。

このような状況を改善させることとあわせて、生活できるための最低賃金引き上げのとりくみとの連携を深めていきたいと思います。

具体的には、現在の高卒初任給(行(一)1級5号俸)は15万6千円で、時給に換算すると897円にしかならず、中央最低賃金審議会の目安どおり引き上げられた場合の全国加重平均930円を大きく下回ります。

国土交通労組もこの要求に連動して最低賃金を引き上げる運動に参加しています。



職場の実態を人事院へ訴える新倉中央執行委員

大会公示

国土交通労働組合規約第二七条の規定にもつき、左記のとおり、第十一次定期大会を開催することを公示する。
二〇二一年八月五日
国土交通労働組合 中央執行委員長 安藤高弘

一、日時 二〇二一年九月四日午後一時〜五日午後三時
二、場所 国土交通労働組合
三、議題
①第一号議案 二〇二一年度運動方針(案)
②第二号議案 規約・規則改正(案)
③第三号議案 二〇二一年度財政方針(案)
④その他
四、その他 本大会はWeb会議により開催します

を明記しています。

しかし、実際には、現在の最低賃金額では、生活の困窮が解消されることにはないといわれています。そのため全労連は、全国どこでも時給1500円以上を要求に掲げてとりくみをすすめています。

職場の実態を人事院へ訴える新倉中央執行委員

コロナ禍のなか、多くの人が反対したにもかかわらず、東京五輪が開催されました。感染拡大がよりいっそう深刻化するなか、世論を無視してまで突き進む姿勢が適切なのか疑問が残ります。▼同様に気象庁HPへのWeb広告掲載にも多くの人が反対しています。世論を無視して突き進むのは理由があり、第三者からの圧力が考えられます。気象庁は財務省が予算配分しないという圧力のもと自ら財源を生み出す決断をしたようです。▼過去、国民世論が政府を動かしたことは多くの場面で見られる一方で、組織内部から多くの声を挙げ続けることで使用者の姿勢を変えてきた事実もあります。組織内部で働く労働者が誰よりも現場を知っており、使用者も無視できないからです。▼大きな組織の方針を変えることは容易ではありません。しかし、そこで働くすべての人が団結し声を挙げ続けることで変えられることは歴史が証明しています。職場代表である労働組合がともにたたかうなかまを増やし、堂々と意見を述べることで、トップの姿勢を変えられることに確信を持って声を挙げていきたいと思います。(M.K)